

魚津市告示第49号

魚津市特定健康診査等実施要綱の一部改正について

魚津市特定健康診査等実施要綱（令和6年魚津市告示第144号）の一部を
次のように改正する。

令和7年3月17日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条・第2条 （略） （実施項目） 第3条 特定健康診査の実施項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「厚生労働省令」という。）第1条に規定する項目、 <u>血清クレアチニン検査及び貧血検査</u> とする。 第4条 - 第9条 （略）	第1条・第2条 （略） （実施項目） 第3条 特定健康診査の実施項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「厚生労働省令」という。）第1条に規定する項目 <u>及び血清クレアチニン検査</u> とする。 第4条 - 第9条 （略）

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。